

居 宅 介 護 支 援 ・ 介 護 予 防 支 援 契 約 書

_____ (以下「利用者」といいます。)と居宅介護支援事業所吉成医院(以下「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援・介護予防支援について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法等関係法令の趣旨に従って居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定・要支援認定(以下「要介護認定等」といいます。)の有効期間満了日までとします。

(1) 契約期間満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合には、契約は、自動的に更新されるものとします。

(介護支援専門員)

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を、利用者へのサービスの担当者として任命するとともに、その選定又は交代を行った場合には、利用者にその氏名を文書で通知します。

(居宅介護支援・介護予防支援の内容)

第4条 当事業者の居宅介護支援専門員は、次に掲げる事項を担当するとともに、当該、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画を作成します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。特段の事情により、居宅訪問ができない場合はそれに代わる方法で実施いたします。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する(指定介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防・日常生活総合事業者等含む)サービスの内容・利用料等の情報を、適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標・その達成時期・サービスを提供するうえでの留意事項等を盛り込んだ居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類・内容・利用等について

利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

- (5) その他居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 当事業者の介護支援専門員は、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画作成後、次の事項を担当いたします。

- (1) 利用者及びその家族と継続的に連絡をとり、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状況について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画の変更、要介護(要支援)認定区分変更申請等必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、要介護認定利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に対し介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

(居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者並びに利用者双方合意のうえ、サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画作成後その内容に基づき、毎月給付管理票を作成するとともに、これを国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護要支援認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が、要介護要支援認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

- (1) 事業者は、利用者が希望する場合には、要介護要支援認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第10 条 事業者は、指定居宅介護支援・介護予防支援の提供に関する記録を作成するとともに、これを、この契約終了後 5 年間保管します。

- (1) 利用者は、事業者の営業時間内に、その事業所において当該利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧することができます。
- (2) 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- (3) 第12条第1項から第3項までの規定により利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(利用料金)

第 11 条 事業者が提供する居宅介護支援・介護予防支援にかかる料金に関する規定は、契約書別紙のとおりです。

(契約の終了)

第 12 条 利用者は、事業者に対して文書で通知することによりいつでもこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対して1か月間の予告期間において、理由を明示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- (2) 事業者は、利用者又はその家族が、事業者又は介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- (3) 次の事由に該当した場合は、この契約は、自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合、お亡くなりになった場合。
 - ② 利用者の要介護要支援認定区分が非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 介護予防支援対象者が、サービス提供地域外に住所を異動した時

なお、介護予防支援対象者が、介護予防ケアマネジメント利用、事業対象者に移行した場合、大子町地域包括支援センターからの委託事業として継続的に介護予防ケアマネジメント支援に携わることが可能です。この場合、大子町地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントについて契約を締結することとなりますが、事業者の契約は失効せず、再び介護予防支援対象に移行した場合に復活となります。

(秘密保持)

第13条 事業者、介護支援専門員及び事業者が使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- (1) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いません。

(虐待の防止)

第14条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定し、定期的に虐待防止の啓発・普及の研修を受講させます。

虐待防止に関する担当者	管理者(介護支援専門員) 神林 幸生
-------------	--------------------

- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決対策を整備します。

- (4) サービス提供中に、関係機関従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町に通報します。

(非常災害対策)

事業者は、必要な介護サービス、介護予防サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災・風水害・地震等の自然災害並びに新型感染症に対処するため事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施等を実施いたします。

(賠償責任)

第15条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者側に有責任が認められない事由については、損害の賠償責任は生じません。

(身分証携行義務)

第16条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第17条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援・介護予防支援又は居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画に位置づけた指定居宅サービス、介護予防サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

(注意義務)

第18条 事業者は、利用者から委託された業務を行うに当っては、法令を遵守するとともに善良な管理者の注意をもって、その業務を遂行します。

(本契約に定めのない事項)

第19条 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

(1)この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めるものとします。

(裁判管轄)

第20条 利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を第一管轄裁判所とすることを、あらかじめ合意します。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、契約者及び事業者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。

私は、この契約書で確認する居宅介護(予防)支援サービスの利用を申し込みます。

契約者 (利用者)	住所	
	氏名	印
代筆の場合の代筆者(氏名・続柄)		
代理人 (成年後見人等)	住所	
	氏名	印

家族 （住所欄は任意記載）	住所	
	氏名	印

事業者	当事業者は、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者として契約者の申込を受託し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行ないます。	
	所在地	〒319-3526 茨城県久慈郡大子町大子 813-1
	名称	居宅介護支援事業所吉成医院 所長 神 林 幸 生 印
	電話番号	0295-72-0555